

訪問介護の運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う訪問介護の事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 自らその提供する訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うとともに、利用者及び家族等から提供記録の開示を求められた場合は、適宜、対応する。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 森の明
- (2) 所在地 青森県五所川原市大字松野木字花笠 95-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 介護福祉士(介護職員と兼務)
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護の提供に当たる。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士 1名
サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- (3) 訪問介護員 介護福祉士 3名、介護実務者研修修了者・介護職員初任者研修終了者 11名(常勤職員 14名、非常勤職員 0名)

訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問介護の内容は、次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

(1) 身体介護

- ・食事介助・・・食事の介助を行います。
- ・入浴介助・・・入浴の介助または、入浴が困難な方は、体を拭く(清拭)等を行います
- ・排泄介助・・・排泄の介助、オムツ交換等を行います。
- ・体位交換・・・体位の交換を行います。
- ・通院介助・・・通院の介助を行います。
- ・外出介助・・・外出の介助を行います。

(2) 生活援助

- ・買物・・・ご契約者の日常生活に必要な物品の買物を行います。但し、預貯金等の引出しや預入れは行いません。
- ・調理・・・ご契約者の食事の用意を行います。(ご家族の分の調理は行いません。)
- ・洗濯・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族の分の洗濯は行いません。)
- ・掃除・・・ご契約者の居室の掃除を行います。(ご契約者の居室以外の居室及び庭等の掃除は行いません。)

(3) その他のサービス

- ・介護相談・・・サービス提供事業者との連絡調整等の便宜を図ります。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル未満 500円
- (2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道10キロメートル以上
1キロメートル増すごとに500円に50円を追加

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問介護を行う場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、五所川原市、つがる市、板柳町、鶴田町、藤崎町、弘前市、青森市（旧浪岡）、の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第9条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 虐待行為の報告、発見した場合は、速やかに、これお市町村に通報するものとする

(身体拘束)

第10条 施設は、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を介護職員、その他の従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を定期的実施する

(業務の継続計画)

第11条 施設は、感染症や自然災害の発生時において、入所者、従業者の生命健康を守り、サービスの提供を継続的に実施でき、早期の業務再開を図るための計画、業務継続計画を策定し当該計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 施設は、従業者に対し、BCP 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条 訪問介護員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 12 回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、拓興業株式会社と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 22 日から施行する。

この規定は、令和元年 12 月 2 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 3 年 12 月 21 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 4 年 2 月 20 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 4 年 6 月 21 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 4 年 11 月 22 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 5 年 7 月 18 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 5 年 9 月 21 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から一部改正し施行する。